本号で公布された法令のあらまし

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第三十四号）（内閣官房）

1　内閣審議官の存置期限に関する規定の整備

令和八年三月三十一日まで置かれる内閣審議官三人のうち、二人の存置期限を撤廃し、一人の存置期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。（附則第二項関係）

2　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第三十五号）（内閣府本府）

1　科学技術・イノベーション推進事務局に置かれる参事官の定数を改める。（本則関係）

2　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇こども家庭庁組織令の一部を改正する政令（政令第三十六号）（こども家庭庁）

1　支援局の所掌事務に、こどもに係る自殺対策に関することを追加する。（第四条及び第二十条関係）

2　長官官房審議官の時限を撤廃する。（原始附則第二条関係）

3　その他所要の改正を行う。

4　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第三十七号）（総務省）

1　情報流通行政局に置かれる参事官を廃止する。（第七十六条、第八十六条及び改正前の附則第十七条関係）

2　その他規定の整備をする。

3　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（改正令附則関係）

◇民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行及び民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三十八号）（法務省）

1　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行及び民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、関係政令について、所要の規定を整備する。（第一条～第二十五条関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　所要の経過措置について定める。

◇自衛隊法施行令及び航空法施行令の一部を改正する政令（政令第三十九号）（防衛省）

第1　自衛隊法施行令の一部改正

自衛隊の使用する航空機に係る航空法の特例を改めるとともに、装備移転航空機に係る同法の特例を定める。（第百四十九条関係）

第2　航空法施行令の一部改正

国土交通大臣の権限に属する事項で防衛大臣に委任する事項について、その対象に装備移転航空機を追加する。（別表関係）

第3　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（政令第四十号）（厚生労働省）

1　労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整理等を行う。（本則関係）

2　この政令は、令和九年四月一日から施行する。（附則関係）

◇特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第四十一号）（国土交通省）

1　特定損害保険契約の保険金額の下限を、十四億九千万円に改める。（第一条関係）

2　特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、一兆四千三百八十一億九千三百九十八万四千円に改める。（第二条関係）

3　特定保険者交付金交付契約の納付金の金額を、二千百万円に改める。（第三条関係）

4　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第四十二号）（厚生労働省）

1　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正

介護保険の令和六年度から令和八年度までの計画期間における財政安定化基金拠出金の額の算定方法等の特例を定める。（本則関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第四十三号）（厚生労働省）

第1　国民年金法施行令の一部改正

1　市町村長が行う事務として、昭和四十年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者が国民年金の任意加入被保険者の特例による被保険者となるための申出の受理等に関する事務を追加する。（第一条の二関係）

2　国民年金法附則第九条の四の七の規定により同法等の規定に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかった場合等における保険料の納付等が可能となる手続として、1における申出を追加する。（第十四条の十六関係）

第2　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

初診日が令和十八年四月一日前にある日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合及び日本鉄道共済組合の組合員であった者の当該組合員であった期間を有する者に係る国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法による障害年金について、直近一年間に保険料未納期間がないときは、保険料納付要件を満たしているものとする。（第二十四条第二項関係）

第3　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項に規定する同法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものについて第2に準じた改正を行う。（第七条第二項関係）